破産手続廃止

平成２４年（フ）第１１３９号
東京都府中市多磨町１丁目26番地の４
破産者　高松　明廣
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１７２号
東京都中央区新川１丁目16番地７号
破産者　有限会社エヌエスおそうじネット
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２９９号
奈良県橿原市久米町630番地１―205
破産者　巽工業有限会社
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第７０８号
広島市中区上八丁堀８番28号
破産者　有限会社あび企画
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４６６号
北海道上磯郡知内町字森越41番地
破産者　株式会社東出組
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第９５号
群馬県前橋市南町２丁目49番地３第二西村ハイツ501号
破産者　安藤　節子
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１４２３号
千葉市中央区登戸１丁目５番１号　トーソン503号、開始決定時の住所千葉市中央区生実町1764番地
破産者　小川　　進
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４５号
千葉市中央区都町３丁目７番１号
破産者　株式会社中務工務店
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１５４号
千葉県船橋市三山２丁目35番12号栗原ハイツ204号、開始決定時の住所千葉県四街道市和良比950番地70　第一和良比ハイツ106号
破産者　宮崎　秀美
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１５６号
千葉市花見川区犢橋町1666―１
破産者　有限会社サイドウォカー
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１５７号
千葉県船橋市山手２丁目９番27号カーサ山手207号
破産者　有限会社西船橋メツセンジヤー
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１８２号
名古屋市中区錦３丁目２番１号　信愛ビル１F
破産者　株式会社エール・ダルジャン
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７６８号
最後の住所大阪府岸和田市大工町７番13号
破産者　被相続人亡針友商店こと烏野悦朗相続財産
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４６９号
兵庫県姫路市飾磨区中島3136
破産者　株式会社タケナカ
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第７３号
島根県出雲市大津新崎町７丁目63番地
破産者　大西　隆夫
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第２５号
島根県益田市中須町229番地２
破産者　有限会社マル雄商事
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第３２５号
鹿児島県鹿児島市上竜尾町32番10号
破産者　有限会社オモト印刷
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３７６号
北海道旭川市南５条通26丁目504番地の114、登記簿上の住所北海道旭川市緑ケ丘東４条３丁目１番地
破産者　有限会社みやかわ
１　決定年月日　平成25年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７６４号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目５番地瑞穂アパート23―402
破産者　池永由紀子
１　決定年月日　平成25年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７６５号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目５番地瑞穂アパート23―402
破産者　池永　慶之
１　決定年月日　平成25年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０３５号
東京都三鷹市井の頭２丁目27番16号、破産手続開始決定記載の住所東京都三鷹市牟礼４丁目３番23号第２くぬぎ荘３
破産者　宮下美智子
１　決定年月日　平成25年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部